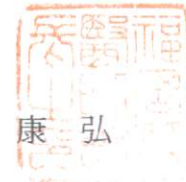


福岡県医発第 2051 号(総)
平成 17 年 2 月 14 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



フィブリノゲン製剤の納入先医療機関名等の
情報公開請求について
(内閣府情報公開審査会第 2 次答申)

標記について、日本医師会より別添のとおりまいりましたのでご通知いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和・島田昇二郎・福富稔明

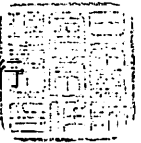
平成 1 7 年 2 月 3 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

田 島 知 行



フィブリノゲン製剤の納入先医療機関名等の情報公開請求について
(内閣府情報公開審査会第 2 次答申)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省が保有しているフィブリノゲン製剤納入先医療機関名等（469 医療機関分）が記載された行政文書の開示問題につきましては、これまで数次にわたり情報提供をさせていただいているところであります（別紙参考参照）。

この問題については、平成 1 6 年 2 月の内閣府情報公開審査会の第 1 次答申に基づき、同年 4 月に厚生労働省が医療機関名等の開示を決定したところ、30 の医療機関から異議申し立てがあり、内閣府情報公開審査会において再度審議されておりました。

一方、ご承知の通り、これとは別に昨年 1 2 月に厚生労働省がフィブリノゲン納入先医療機関の公表を行ったところであります。

今般、内閣府情報公開審査会では、先のフィブリノゲン納入先医療機関名等の公表を踏まえ、①対象文書に記載されている情報は、先に公表された単に製剤を納入されたとされる医療機関の名称等に関する情報とは性質が異なり、公にした場合、当該医療機関における診療等の事務に支障を来すなど正当な利益を害するおそれ等がある、②異議申立てを行った医療機関の名称等は既に公表されており、もはや特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ない状況にあるとは言えないことから、これらを公にすることにより保護される人の生命・健康等の保護の利益が、公にしないことによる当該医療機関の利益を上回るとは認められず、不開示とすべき、③異議申立てを行った医療機関以外についても、既に公表の対象となっているのであれば、同様の理由により、不開示情報に該当すると考えられ得る、旨の第 2 次答申を出しました。

この答申を受け、厚生労働省では、開示対象文書中の全ての医療機関の名称等を不開示（黒塗り）にした上で、対象文書を開示請求者に開示することとなります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますと、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。



<参考>

これまでお送りしたフィブリノゲン製剤納入先医療機関名等の 開示・公表問題に関する文書

- ・平成16年2月20日（地I257F）
「フィブリノゲン製剤の納入先医療機関名等の情報開示について（情報公開法不服
申立事案の答申について）」
- ・平成16年4月16月（地I11）
「フィブリノゲン製剤の納入医療機関名等の情報開示について」
- ・平成16年5月14日（地I25F）
「フィブリノゲン製剤納入先医療機関名に係る公表問題について」
- ・平成16年6月29日（地I58F）
「フィブリノゲン製剤納入医療機関の公表について」
- ・平成16年7月9日（地I66F）
「フィブリノゲン製剤納入医療機関等の公表に当たっての意見照会について」
- ・平成16年12月3日（地I168）
「フィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表について」
- ・平成16年12月15日（地I172）
「フィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表に伴う肝炎ウイルス検診の実施に関す
るQ&Aの送付について」

フィブリノゲン製剤の納入先医療機関名等の情報公開請求について

1. これまでの経緯等

- 厚生労働省に保有する行政文書上に記載のあった469のフィブリノゲン製剤納入先医療機関の名称等については、内閣府情報公開審査会答申（第1次答申）を踏まえて、開示することを厚生労働省が決定したところ、30の医療機関から異議申立てが出され、内閣府情報公開審査会において再度審議されていたところ。
- 12月16日（木）に、内閣府情報公開審査会から、この異議申立てに対する答申（第2次答申）が出された（別紙参照）。

2. 対応

平成16年4月20日の開示決定を取り消し、改めて行政文書の開示請求に対して文書の開示決定を行い、異議申立てのあった30医療機関を含め、開示対象文書中の469医療機関全ての名称等の部分是不開示とする。

（参考）これまでの経緯

14年12月26日	開示請求
15年2月24日	開示決定
15年4月18日	開示請求者不服申立て
16年2月20日	内閣府情報公開審査会第1次答申
16年4月20日	厚生労働省、医療機関名等を開示する決定
16年4月～5月	30医療機関から不服申立て
16年5月12日	開示の執行停止
16年12月9日	6631納入先医療機関の公表
16年12月16日	内閣府情報公開審査会第2次答申

(別紙)

フィブリノゲン製剤納入先医療機関名開示請求に係る
情報公開審査会第2次答申(H16.12.16)の概要

【審査会の結論】

- 本件異議申立人が不開示とすべきとしている医療機関の名称等を不開示とすべき。

【審査会の判断の理由】

- 本件対象文書は、特定会社が独自に作成したものであり、また、その記載が詳細にわたっているものであることにかんがみると、本件対象文書に記載されている情報は、厚生労働省による調査、確認等に基づき公表された単に特定製剤を納入したとされる医療機関の名称等に関する情報とは性質の異なるものであり、本件対象文書における医療機関の名称等が公にされた場合、特定製剤等の投与によりC型肝炎といういわゆる薬害を生じさせた医療機関であるとの悪いイメージを一律に持たれることは避けられない。
- したがって、医療機関名等を公にした場合、当該医療機関における診療等の事務に支障を来すなど正当な利益を害するおそれがあるとともに、いわゆる薬害を生じさせた医療機関であるとの悪いイメージに基づいてその信用が低下し、患者が減少するなど他の医療機関との競争上の地位を害するおそれがある。
- また、異議申立てを行っている医療機関の名称等は既に公表されており、もはや特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ない状況にあるとは言えないことから、これら医療機関名の名称等を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる当該医療機関の利益を上回るとは認められず、不開示とすべき。
- 本件対象文書を見分すると、本件異議申立人に係る医療機関以外の医療機関が相当数ある。これら医療機関は、その名称等を開示するとした第2次決定に対して異議申立てを行っていないものと考えられるが、厚生労働省による調査、確認等に基づき公表された公表の対象となっているのであれば、上記と同様の理由から、現時点においては、不開示情報に該当すると考えられ得るものである。

平成17年2月4日

医療機関の長 各位

厚生労働省医薬食品局総務課
医薬情報室長

情報公開法に基づく開示決定通知について

三菱ウェルファーマ株式会社（旧ミドリ十字株式会社）がフィブリノゲン製剤に関して厚生労働省に提出した文書について情報公開法に基づく開示請求がありました件につきましては、先般、貴医療機関に対し、平成16年4月16日付けで当該文書中に記載された貴医療機関の名称を開示する旨の開示決定についてご連絡したところです。

しかしながら、その後、他者より、開示決定処分の取消を求める不服申立てがなされたため、貴医療機関の名称の含まれた文書は、当該不服申立てに対する決定がなされるまでの間処分の執行を停止する（開示請求者に開示しない）措置をとってきました。

情報公開法では、不服申立てがなされた場合には、内閣府の情報公開審査会に諮問し、そこでの答申を踏まえて厚生労働省が不服申立てに対する決定を行うこととされております。当事案についても同情報公開審査会において審議が行われていましたが、平成16年12月16日に答申が出されました。同答申では、平成16年12月9日に厚生労働省がフィブリノゲン製剤納入医療機関名等を公表したという状況の変化を踏まえて「もはや特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ない状況にあるとはいえないことからこれらの医療機関の名称等を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる当該医療機関の利益を上回るとは認められない。また、本件異議申立人に係る医療機関以外の医療機関は、公表の対象となっているのであれば、同様な理由により、現時点において、その名称は不開示情報に該当すると考えられ得るものである。」旨の見解が示されております。（なお、開示対象文書中の医療機関は全て平成16年12月9日の公表リストに名称等が記載されています。）

厚生労働省としては、同情報公開審査会の答申を踏まえ、不服申立てについて、平成16年4月16日付けの開示決定処分の取消を行う決定を行うとともに、貴医療機関の名称をはじめ開示対象文書中の全ての医療機関の名称等を不開示（黒塗り）にした上で、対象文書を開示請求者に対して開示することとし、別紙のとおり開示決定いたしましたのでご連絡いたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先：厚生労働省医薬食品局医薬情報室

電話番号 03（5253）1111

内線 2723、2731

(参考)

フィブリノゲン製剤納入先医療機関名開示請求に係る
情報公開審査会第2次答申（平成16年度（行情）
答申第448号～同第477号）（H16.12.16）の概要

【審査会の結論】

- 本件異議申立人が不開示とすべきとしている医療機関の名称等を不開示とすべき。

【審査会の判断の理由】

- 本件対象文書は、特定会社が独自に作成したものであり、また、その記載が詳細にわたっているものであることにかんがみると、本件対象文書に記載されている情報は、厚生労働省による調査、確認等に基づき公表された単に特定製剤を納入したとされる医療機関の名称等に関する情報とは性質の異なるものであり、本件対象文書における医療機関の名称等が公にされた場合、特定製剤等の投与によりC型肝炎といういわゆる薬害を生じさせた医療機関であるとの悪いイメージを一律に持たれることは避けられない。
- したがって、医療機関名等を公にした場合、当該医療機関における診療等の事務に支障を来すなど正当な利益を害するおそれがあるとともに、いわゆる薬害を生じさせた医療機関であるとの悪いイメージに基づいてその信用が低下し、患者が減少するなど他の医療機関との競争上の地位を害するおそれがある。
- また、異議申立てを行っている医療機関の名称等は既に公表されており、もはや特定製剤が投与された可能性を示す情報が少ない状況にあるとは言えないことから、これら医療機関名の名称等を公にすることにより保護される人の生命、健康等の保護の利益が、当該情報を公にしないことによる当該医療機関の利益を上回るとは認められず、不開示とすべき。
- 本件対象文書を見分すると、本件異議申立人に係る医療機関以外の医療機関が相当数ある。これら医療機関は、その名称等を開示するとした第2次決定に対して異議申立てを行っていないものと考えられるが、厚生労働省による調査、確認等に基づき公表された公表の対象となっているのであれば、上記と同様の理由から、現時点においては、不開示情報に該当すると考えられ得るものである。

* 情報公開審査会答申の詳細は次のHPに掲載されております。

答申掲載HP：<http://www8.cao.go.jp/jyouhou/tousin/h16-09/448-477.pdf>

厚生労働省発薬食第 号
平成 17 年 2 月 4 日

行政文書の開示決定について（通知）

別記医療機関 御中

厚生労働大臣 尾 辻 秀 久

平成14年12月26日付けの行政文書の開示請求（第2592号）について、平成16年4月16日付け厚生労働省発薬食第0416452号をもって行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、開示決定を行ったところですが、今般、平成17年2月4日付け厚生労働省発薬食第 号から第 号までの決定により、当該処分を取り消し、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示決定した行政文書の名称
三菱ウェルファーマ株式会社報告書（平成14年8月9日付け） 資料2－（2）－7
「フィブリノゲンHT使用症例調査を再度徹底のこと」
- 2 開示することとした理由
開示請求に係る行政文書について、当方により開示・不開示の審査をした結果、法第5条第2号及び第6号に該当すると判断した部分を不開示とした上で、その他の部分を開示することと決定したため。
- 3 開示を実施する日
平成17年2月21日以降

* 担当課等：厚生労働省医薬食品局医薬情報室 TEL：03-5253-1111（内線2723）

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます。